



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月28日金曜日 第1706号

◇ 目次 ◇

鳥獣保護区の指定.....	1113
鳥獣保護区の存続期間の更新.....	1113
特別保護地区の指定.....	1115
休猟区の指定.....	1116
銃猟禁止区域の指定.....	1119
指定居宅サービス事業者の指定.....	1121
指定居宅介護支援事業者の指定.....	1121
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更.....	1121
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	1122
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	1122
指定居宅サービス事業の廃止.....	1122
指定居宅サービス事業者の指定の取消し.....	1123
指定居宅介護支援事業者の指定の取消し.....	1123
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	1123
地籍調査の成果の認証.....	1123
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1123
建設業者の許可の取消し.....	1124
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	1124
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	1125
道路の区域変更（県道松山川内線）.....	1125
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	1125
道路の供用開始（ " ）.....	1125
道路の供用開始（県道内子双海線）.....	1126
開発行為に関する工事の完了.....	1126
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	1126

公 告

土地（建付地）の売払い（2件）.....	1126
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1129
准看護師試験の施行.....	1129
採石業務管理者試験の合格者の発表.....	1129
土地の売払い.....	1129

告 示

○愛媛県告示第1918号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
宝股山鳥獣保護区	今治市伯方町叶浦の市道富計の池線と市道寺山線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道西側線と	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	当該地域は、針葉樹と広葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息

の交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、大日靈女教本部に至る。ここから稜線^{りょうせん}をほぼ北東に進み、大日靈女教奥之院を経て、更に稜線^{りょうせん}を北東ないし北西に進み、深山川に通じる谷に至り、ここから同谷及びこれに続く同川右岸を下流に進み、市道大池ドンデ線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、ドンデ池堤頂西端に至り、ここから同堤頂及びその延長線を南東に進み、林道ドンデ線に出て、宝股山山頂（304.0メートル）に至る^{うらた}稜線を南に進み、市道宝股山線に出る。ここから同市道をほぼ南東に進み、市道国道北浦越線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、市道国道堀田奥線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、市道叶浦越線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く市道富計の池線をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。

○愛媛県告示第1919号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
葛籠尾鳥獣保護区	愛媛県と高知県との境界にある東光森山三角点（1,486.1メートル）を起点とし、ここから同境	平成17年11月1日から平成27年10月	当該地域は、針葉樹と広葉樹が混在する林相変化に富む地域であり、

<p>界を南西に進み、新居浜市別子山筏津に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、太田尾越を経て、更に同山道を南西ないしほぼ北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、葛籠尾で住友林業株式会社所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界を南ないし南東に進み、更に同境界を北東ないし南東に進み、積善谷に通じる谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、登美野部落と草原部落を結ぶ山道と積善谷との交点に至り、ここから同谷を南東に約50メートル進み、同谷と小谷との分岐点に至り、ここから同小谷の東側の稜線をほぼ南東に進み、東光森山に向かう稜線との交点に至り、ここから同稜線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>31日まで</p>	<p>鳥獣の良好な生息環境となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>	<p>道をほぼ南に進み、町道今生薬師堂線に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		
<p>喜多郡内子町上川の県道美川小田線と町道今生薬師堂線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西に進み、町道中川亀ヶ谷線との交点に至り、ここから同町道及びこれに続く山道をほぼ北に進み、日浦嶺三角点（900.9メートル）に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線をほぼ北に進み、同三角点に至る。ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道をほぼ南に進み、林道野村北地線を横断し、更に同街道を南に進み、林道今生坂線を横断し、更に同街道を南に進み、同林道に出る。ここから同林</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、人工林が多くを占める当地方にあって、所々に天然林が残されており、鳥獣の貴重な生息地となっていることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>	<p>玉川ダム鳥獣保護区 今治市玉川町竜岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て、更に同市道を北に進み、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、玉川ダム水面がカモ類の渡り鳥にとって重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>大宝寺鳥獣保護区</p>	<p>同 上</p>	<p>上浮穴郡久万高原町菅生の町道大坊線の勅使橋東端を起点とし、ここから王子川右岸を下流に約50メートル進み、ここから谷を北に約270メートル進み、久万造林株式会社所有の山林と宗教法人大宝寺所有の山林との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、標高点（752.6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南東に進み、峠御堂で同町道に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ南西ないし南東に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>大宝寺鳥獣保護区 上浮穴郡久万高原町菅生の町道大坊線の勅使橋東端を起点とし、ここから王子川右岸を下流に約50メートル進み、ここから谷を北に約270メートル進み、久万造林株式会社所有の山林と宗教法人大宝寺所有の山林との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、標高点（752.6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南東に進み、峠御堂で同町道に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ南西ないし南東に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級の林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であり、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。</p>
<p>西山鳥獣保護区</p>	<p>同 上</p>	<p>西条市丹原町古田の興隆寺旧参道と西山池に通</p>	<p>西山鳥獣保護区 西条市丹原町古田の興隆寺旧参道と西山池に通</p>	<p>同 上</p>	<p>当該地域は、興隆寺を中心とし、</p>

<p>区</p>	<p>じる車道との交点を起点とし、ここから同車道をほぼ西ないし南に進み、同寺所有の山林と同山林以外の民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西ないし北西に進み、同寺境内に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を北西ないしほぼ南西に進み、観世の滝に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に約 340 メートル進み、同滝に至る。ここから市道池田西山線に通じる歩道を北東に進み、同市道に出て、同市道を東に進み、同参道に通じる歩道（通称お大師道）との交点に至る。ここから同歩道を東に約 450 メートル進み、同参道との交点に至り、ここから同参道をほぼ東に約 200 メートル進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>その周辺の森林は針葉樹と広葉樹が混在する鳥獣の良好な生息環境となっており、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>	<p>や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>												
<p>西谷鳥獣保護区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町西谷 10200 番 1 の財団法人西谷教育後援会所有の山林の区域</p>	<p>同 上</p> <p>当該地域は、ほとんどが人工林ではあるが、高齢級の林相となっており、比較的地形も緩やかで、地元住民にとっては身近な自然とのふれあいの場となっている地域であり、ムササビをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察</p>	<p>○愛媛県告示第1920号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定の基づき、次のとおり特別保護地区を指定する。</p> <p>平成17年10月28日</p> <p>愛媛県知事 加 戸 守 行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> <th>保護に関する指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀谷鳥獣保護区特別保護地区</td> <td>喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</td> <td>平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</td> <td>亀谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</td> </tr> <tr> <td>玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区</td> <td>玉川ダム鳥獣保護区のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域</td> <td>同 上</td> <td>玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針	亀谷鳥獣保護区特別保護地区	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	亀谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。	玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区	玉川ダム鳥獣保護区のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域	同 上	玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。
名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針												
亀谷鳥獣保護区特別保護地区	喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点（900メートル）を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に280メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	亀谷鳥獣保護区のうち、北部の特に良好な鳥獣の生息地となっている区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。												
玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区	玉川ダム鳥獣保護区のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域	同 上	玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。												

○愛媛県告示第1921号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	区 域	存続期間
下川休猟区	四国中央市川滝町の国道192号の横川橋西端を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、半田橋北端で金生川に出て、同川右岸を上流に進み、下川川との合流点に至る。ここから同川右岸を上流に進み、柴生北川との合流点に至り、ここから同川右岸を上流に進み、石ノ口で県道大野原川之江線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道石ノ口線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、愛媛県と香川県との境界に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、金見山三角点（596.0メートル）を経て、更に同境界を東ないしほぼ南東に進み、境目峠で市道境目線に出る。ここから同市道を西ないしほぼ北に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成17年11月1日から平成20年10月31日まで
寒川山休猟区	四国中央市富郷町の県道上猿田三島線と県道高知伊予三島線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、国道319号に出て、同国道を北ないしほぼ東に進み、小川橋東端で上小川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、佐々連鉱山跡を経て、更に同岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界を西ないし南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、白髭 ^{すい} 隧道で県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ西に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
塩塚山休猟区	愛媛県と徳島県との境界と銅山川右岸との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、塩塚峰三角点（1043.4メートル）を経て、更に同境界を東ないし南東に進み、市道秋田塩塚線に出る。ここから同市道をほぼ南西に進み、林道栗山線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、秋田橋北端で新瀬川に出て、同川右岸を下流に進み、馬立川との合流点に至る。	同 上

	ここから同川右岸を下流に進み、銅山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
金子山下島山休猟区	新居浜市新田町の県道壬生川新居浜野田線と市道原地庄内線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東に進み、県道新居浜港線に出て、同県道を南に進み、JR四国予讃線との交点に至る。ここから同線をほぼ南西に進み、市道高山喜来線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く市道下島山所藪線を北西ないし西に進み、国道11号西条市バイパスとの交点に至る。ここから同国道西条市バイパスを北西に進み、市道玉津大谷東線との交点に至り、ここから同市道及びこれに続く市道玉津6号線をほぼ西に進み、市道船屋王至森寺線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、同国道西条市バイパスに出て、同国道西条市バイパスを東に進み、県道壬生川新居浜野田線との交点に至る。ここから同県道を北ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
岡村休猟区	旧西条市と旧小松町との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南に進み、綱付山三角点（519.6メートル）を経て、更に同境界をほぼ南に進み、南川に通じる山道（通称南川横峰寺線）に出る。ここから同山道をほぼ西に進み、旧小松町大字妙口と旧小松町大字南川との境界に至り、ここから同境界を北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
白坂休猟区	西条市丹原町梶の天子川と中山川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、同市と東温市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、稔山三角点（916.6メートル）に至る。ここから天子川に至る谷を東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
阿蘇休猟区	今治市菊間町中川の県道玉川菊間線と市道松尾立岩線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東ないし南東に進み、旧菊間町と旧玉川町との境界に至る。ここから同境界を南ないし西に進み、旧菊間町と旧玉川町と旧北条市との境界の交点に至り、ここから旧菊間町と旧北条市との境界を西に進	同 上

	み、岩ヶ森三角点(412.9メートル)を経て、更に同境界をほぼ西に進み、市道松尾立岩線に出る。ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域			こから同県道をほぼ東に進み、町道中山線との交点に至り、ここから同町道を南東ないしほぼ東に進み、土泥で同国道に出る。ここから同国道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
阿歌古休 獵区	東温市山之内の重信川と蔭地谷川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、同市と今治市との境界に至る。ここから同境界を東ないしほぼ北東に進み、東温市と今治市と西条市との境界の交点に至り、ここから東温市と西条市との境界をほぼ南に進み、重信川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	大川休獵 区	上浮穴郡久万高原町中黒岩の国道33号と県道柳谷美川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、本組を経て、更に同県道をほぼ南西に進み、大谷を経て、更に同県道をほぼ西に進み、林道大谷線との交点に至り、ここから同林道を北東に約700メートル進み、ここから美川スキー場銃獵禁止区域界を西に進み、御山三角点(1,160.9メートル)を経て、更に同区域界をほぼ南に進み、旧美川村と旧柳谷村との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、大川嶺三角点(1,525.0メートル)に至り、ここから旧美川村と旧小田町との境界をほぼ北西に進み、狼ヶ城山三角点(1,379.6メートル)を経て、更に同境界を南西ないしほぼ北西に進み、旧美川村と旧久万町と旧小田町との境界の交点に至る。ここから旧美川村と旧久万町との境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
串休獵区	伊予市双海町上浜の国道378号と県道串内子線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、同市と大洲市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西ないし北西に進み、壺神山三角点(970.5メートル)を経て、更に同境界をほぼ北西に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上			
上直瀬休 獵区	上浮穴郡久万高原町直瀬の県道直瀬渋草線と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、町道川瀬井内線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北西に進み、再び同県道に出る。ここから同県道をほぼ北に進み、同町と東温市との境界に至る。ここから同境界を東ないしほぼ北東に進み、白猪峠を経て、更に同境界を南東に進み、旧久万町と旧面河村と同市との境界の交点に至る。ここから旧久万町と旧面河村との境界を南東に進み、石墨山三角点(1,456.0メートル)を経て、更に同境界をほぼ南に進み、三角点(770.0メートル)を経て、更に同境界を南西ないし南東に進み、県道直瀬渋草線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	小黒川休 獵区	上浮穴郡久万高原町西谷の県道猪伏西谷線の高野橋東端を起点とし、ここから高野川右岸を下流に進み、黒川との合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、町道落出黒川線の竜宮橋南端に至る。ここから稜線 <small>リッジ</small> をほぼ南東ないし南西に進み、三角点(1,125.4メートル)で国有林74林班界に至る。ここから同林班界をほぼ南に進み、猪伏鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を南西ないし南に進み、三角点(1,354.1メートル)を経て、更に同区界を同県道に向かって進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
相の峰休 獵区	上浮穴郡久万高原町中組の国道494号の通仙橋西端を起点とし、ここから同国道をほぼ西に進み、旧面河村と旧美川村との境界に至る。ここから同境界を西に進み、旧面河村と旧久万町と旧美川村との境界の交点に至り、ここから旧面河村と旧久万町との境界をほぼ北ないし西に進み、三角点(770.0メートル)を経て、更に同境界をほぼ北に進み、県道落合久万線に出る。こ	同 上	上川休獵 区	喜多郡内子町上川の県道美川小田線と町道今生薬師堂線との交点を起点とし、ここから同町道を西に進み、亀谷鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ北に進み、同町と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ東ないし南東に進み、国有林54林班界に至る。ここから同林班界をほぼ南西に進み、国有林51林班界に至	同 上

	り、ここから同林班界をほぼ西に進み、田ノ窪に通じる山道に出る。ここから同山道をほぼ北西に進み、同県道に出て、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域			を東ないしほぼ南東に進み、標高点（603.8メートル）に至る。ここから同市と西予市との境界をほぼ南に進み、鳥越峠及び三角点（528.9メートル）を経て、更に同境界をほぼ西に進み、八幡浜市と旧三瓶町と旧宇和町との境界の交点に至る。ここから旧三瓶町と旧宇和町との境界をほぼ南に進み、県道宇和三瓶線に出て、同県道を南西ないし北西に進み、県道八幡浜三瓶線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北に進み、県道双岩停車場和泉との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし北に進み、県道八幡浜宇和線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
高山寺休 獵区	大洲市大洲の国道56号と県道大洲保内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ西ないし北に進み、同市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を東ないし北に進み、三角点（578.4メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、県道瀬田八多喜停車場線に出る。ここから同県道を北西ないしほぼ北東に進み、県道櫛生大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし南東に進み、県道長浜中村線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南に進み、同国道に出る。ここから同国道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、大洲城山鳥獣保護区の区域を除いた区域	同 上				
大谷宇和 川休獵区	大洲市肱川町宇和川の県道小田河辺大洲線の鹿野川大橋西端を起点とし、ここから国道197号をほぼ南東に進み、市道久下オクノタ線との交点に至る。ここから同市道を北西ないし南西に進み、農道オモダ線との交点に至り、ここから同農道を南西ないしほぼ東に進み、農道ジンジヤマ線との交点に至り、ここから同農道を南東に進み、農道二本松線の交点に至り、ここから同農道を南西ないし南東に進み、農道大屋敷線との交点に至り、ここから同農道をほぼ南西に進み、県道蔵川大谷線に出て、同県道を西に進み、市道大平森線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東ないし南東に進み、同市と西予市との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、高雄山三角点（388.7メートル）を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、旧肱川町と旧大洲市と旧野村町との境界の交点に至る。ここから旧肱川町と旧大洲市との境界をほぼ北東に進み、同国道に出て、同国道をほぼ南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、御在所鳥獣保護区及び小藪鳥獣保護区の区域を除いた区域	同 上		岩木、中 川休獵区	西予市と八幡浜市との境界と市道多田地区125号線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東に進み、県道伊延永長線に出て、同県道を東ないしほぼ南に進み、市道中川地区109号線との交点に至る。ここから同市道を南西ないし南東に進み、市道中川地区103号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道1級路線3号線との交点に至り、ここから同市道を南西ないしほぼ北西に進み、県道八幡浜宇和線を横断して、県道挟間上松葉線に出て、同県道を西ないしほぼ南西に進み、市道石城地区198号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西ないし南東に進み、県道宇和三瓶線に出て、同県道をほぼ南西に進み、西予市宇和町と西予市三瓶町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、西予市と八幡浜市との境界に至り、ここから同境界を東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
中津川三 瓶休獵区	八幡浜市五反田の県道八幡浜宇和線の徳用橋北端を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし東に進み、三角点（527.3メートル）を経て、更に稜線	同 上		中筋、貝 吹休獵区	西予市野村町蔵良の県道宇和野村線と県道大洲野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、同市と大洲市との境界に至り、ここから同境界をほぼ東に進み、御在所山三角点（668.8メートル）を経て、更に同境界を南東ないしほぼ北東に進み、市道西肱川線に出て、同市道をほぼ南西に進み、市道荷刺大西鎌田西線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南東ないし南西に進み、市道鎌田線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、県道宇和野村線に出て、同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線	同 上

<p>土居休猟区</p>	<p>に囲まれた区域</p> <p>西予市城川町古市の国道197号と市道古市2号線との交点を起点とし、ここから同市道を北西に進み、市道古市土居線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道新開呉野々線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道呉野々下里線との交点に至り、ここから同市道を北ないし北東に進み、市道窪野線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道程野線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、林道熊の谷線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、同林道の終点に至り、ここから南東に約30メートル進み、稜線に至る。ここから稜線を南西に進み、標高点(756.6メートル)を経て、更に稜線を西ないし南西に進み、三角点(733.5メートル)を経て、更に稜線を南西に進み、標高点(562.2メートル)を経て、更に稜線をほぼ南西ないし西に進み、同国道に出て、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>町道をほぼ北西に進み、林道浅尻線との交点に至る。ここから谷を旧一本松町と旧城辺町との境界に向かって進み、同境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、国有林3081林班界に至り、ここから同林班界を東ないし北東に進み、町道羽後山線に出る。ここから同町道を南東ないし北東に進み、篠川に出て、同川右岸を下流に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>									
<p>蕨生、奥野川休猟区</p>	<p>北宇和郡松野町と同郡鬼北町との境界と国道381号との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北東ないし南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>○愛媛県告示第1922号</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。</p>								
<p>下灘休猟区</p>	<p>宇和島市津島町岩松の国道56号と県道嵐田之浜若松線との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南ないし西に進み、嵐坂隧道を経て、更に同国道をほぼ西に進み、同町嵐のえひめ南農業協同組合下灘支所で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ北東ないし南東に進み、山崎鼻を経て、更にその海岸線をほぼ北に進み、柏崎を経て、更にその海岸線をほぼ東に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>平成17年10月28日</p>	<p>愛媛県知事 加戸守行</p>								
<p>正木休猟区</p>	<p>南宇和郡愛南町増田の国道56号と町道増田1号線との交点を起点とし、ここから同町道を北に進み、町道増田2号線との交点に至り、ここから同町道を北西に進み、町道増田3号線との交点に至り、ここから同町道をほぼ北に進み、町道浅尻線との交点に至り、同</p>	<p>同 上</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東野銃猟禁止区域</td> <td>松山市南久米町の日尾八幡神社前の県道松山川内線と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、岩堰橋を経て、更に同国道をほぼ北東に進み、横谷調整池の流水路との交点に至る。ここから同流水路を東に進み、同調整池で旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南に進み、旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る。ここから旧湯山村と旧小野村との境界を東に進み、市道小野3号線に出て、同市道を南に進み、市道小野25号線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く市道久米97号線を西に進み、県道松山川内線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</td> <td>平成17年11月1日から平成27年10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>石風呂銃猟禁止区域</td> <td>松山市辰巳町の県道辰巳伊予和気停車場線と県道松山港線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、高浜五丁目から太山寺に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、同寺を経て、更に同山道を東に進み、市道和气12号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	存続期間	東野銃猟禁止区域	松山市南久米町の日尾八幡神社前の県道松山川内線と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、岩堰橋を経て、更に同国道をほぼ北東に進み、横谷調整池の流水路との交点に至る。ここから同流水路を東に進み、同調整池で旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南に進み、旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る。ここから旧湯山村と旧小野村との境界を東に進み、市道小野3号線に出て、同市道を南に進み、市道小野25号線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く市道久米97号線を西に進み、県道松山川内線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	石風呂銃猟禁止区域	松山市辰巳町の県道辰巳伊予和気停車場線と県道松山港線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、高浜五丁目から太山寺に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、同寺を経て、更に同山道を東に進み、市道和气12号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊	同 上
名 称	区 域	存続期間										
東野銃猟禁止区域	松山市南久米町の日尾八幡神社前の県道松山川内線と県道松山東部環状線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北に進み、国道317号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、岩堰橋を経て、更に同国道をほぼ北東に進み、横谷調整池の流水路との交点に至る。ここから同流水路を東に進み、同調整池で旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南に進み、旧湯山村と旧小野村と旧久米村との境界の交点に至る。ここから旧湯山村と旧小野村との境界を東に進み、市道小野3号線に出て、同市道を南に進み、市道小野25号線との交点に至る。ここから同市道及びこれに続く市道久米97号線を西に進み、県道松山川内線に出て、同県道をほぼ北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで										
石風呂銃猟禁止区域	松山市辰巳町の県道辰巳伊予和気停車場線と県道松山港線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北西に進み、高浜五丁目から太山寺に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を東に進み、同寺を経て、更に同山道を東に進み、市道和气12号線に出る。ここから同市道を東に進み、県道辰巳伊	同 上										

	予和気停車場線に出て、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域			に至る線に囲まれた区域		
関川銃猟禁止区域	四国中央市土居町畑野の市道畑野旧国道線の常磐橋東端を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道土居高首根線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道大橋大谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、大谷橋西端で関川に出て、同川左岸を下流に進み、市道天皇海通橋線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道海通橋海岸線との交点に至り、ここから同市道並びにこれに続く市道海通橋粟井線及び市道県道粟井海岸線を北東に進み、県道壬生川新居浜野田線に出て、同県道を南東に進み、市道下井手藤原海岸線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道海通橋長原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道八雲神社常磐橋線との交点に至る。ここから同市道を南西ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上		せと風の丘パーク銃猟禁止区域	西宇和郡伊方町大江、同町志津及び同町川之浜の国道197号と町道瀬戸頂上線との間にある同町の所有地の区域及び海上保安庁所管の土地の区域一円	同上
				中山池銃猟禁止区域	宇和島市三間町成家の県道宇和三間線と市道山下正池線との交点を起点とし、ここから同市道を北に進み、市道大藤黒井地線との交点に至り、ここから同市道を北東ないしほぼ東に進み、市道西前大下線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大下西線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、宇和島市立成妙小学校に通じる山道（通称旧学童道）との交点に至る。ここから同山道をほぼ南西に進み、市道道の上線に出て、同市道を南西に進み、同県道に出る。ここから同県道をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
				源池公園銃猟禁止区域	宇和島市津島町横川の市道影平線と県道宿毛津島線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に約270メートル進み、農道との交点に至る。ここから同農道を南西に約60メートル進み、最初の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南東に約30メートル進み、二番目の分岐点に至り、ここから同農道分岐線を南西に進み、同農道終点に至る。ここから歩道をほぼ西に進み、三差路を経て、更に同歩道を南西に進み、同歩道の終点で同町横川2208番1の土地と同町横川2207番の土地との境界の交点に至る。ここから同土地とその他の土地との境界を北西に進み、市道影平東線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道影平線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
久万高原ふるさと旅行村銃猟禁止区域	上浮穴郡久万高原町下畑野川の県道西条久万線とエンマド川との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に約450メートル進み、同町下畑野川乙1056番地の山林と同町下畑野川乙1061番地の山林と同町下畑野川乙1046番地4の山林との境界の交点に至り、ここから稜線及びこれに続く同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地1の山林と同町下畑野川乙1109番地1の山林と同町畑野川乙969番地2の山林との境界の交点に至る。ここから同町所有の山林と同山林以外の民有林との境界をほぼ南西ないし東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1105番地6の山林と同町下畑野川乙1105番地1の山林との境界の交点に至り、ここから久万高原花卉木園所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ東に進み、同町下畑野川乙488番地3の土地と同町下畑野川乙1114番地の土地と同町下畑野川乙1112番地2の山林との境界の交点に至り、ここから久万総合開発株式会社高原ゴルフ倶楽部所有の土地と隣接する山林との境界をほぼ北東ないし南東に進み、町道嵯峨山線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ西に進み、起点	同上		瀬戸ふれあい交流センター銃猟禁止区域	西宇和郡伊方町大久の国道197号の北側にある同町の所有地の区域一円	同上
				今田銃猟禁止区域	西予市城川町魚成の市道丸岡線と市道魚成線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道畑ヶ峠線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北東に進み、同町魚成5426番地の土地と同町魚成5856番地の土地との間を通る歩道との交点に至り、こ	同上

こから同歩道を南東に進み、市道丸岡線に出て、同市道をほぼ南東に進み、

起点に至る線に囲まれた区域

○愛媛県告示第1923号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105172	医療法人明星会	愛媛県松山市井門町46番地1	訪問介護	訪問介護事業所明星	愛媛県松山市井門町46番地1	平成17年9月1日
3871400242	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1	通所介護	多田あんしんの家	愛媛県西予市宇和町伊延東81番地1	平成17年9月1日
3870600867	株式会社ジェイコム	愛媛県西条市氷見丙44番地1	訪問介護	ヘルパーステーションまなべ	愛媛県西条市氷見丙47番地	平成17年9月1日
3871400234	株式会社ニューフロンティア	愛媛県松山市宮西二丁目3番7	認知症対応型共同生活介護	グループホーム太陽	愛媛県西予市野村町阿下6号588番	平成17年9月2日
3870501545	有限会社あさひ	愛媛県西条市神拝乙35番地5	通所介護	デイサービスセンターあさひ	愛媛県西条市神拝乙35番地5	平成17年9月2日
3871300269	ウマ商事株式会社	愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号	認知症対応型共同生活介護	グループホーム新町	愛媛県四国中央市三島中央三丁目11番33号	平成17年9月2日
3870501552	有限会社ほほえみ	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	認知症対応型共同生活介護	グループホーム微笑の家	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年9月5日
3870105206	有限会社健都	愛媛県松山市鉄砲町1番地6	訪問介護	ヘルパーステーション明日香	愛媛県松山市中村五丁目1番16号	平成17年9月7日
3870105214	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	認知症対応型共同生活介護	グループホームいまづ	愛媛県松山市西垣生町1184-6	平成17年9月13日
3870105222	株式会社ファミリーケア	愛媛県松山市南江戸一丁目1番21号	通所介護	ファミリーケア垣生デイサービスセンターいまづ	愛媛県松山市西垣生町1184-6	平成17年9月13日
3813520446	浦岡秀明	愛媛県伊予郡砥部町宮内908	通所リハビリテーション	とべ整形外科	愛媛県伊予郡砥部町宮内908	平成17年9月28日
3870105297	特定非営利活動法人介護企画あき	愛媛県松山市南江戸四丁目5番25号	認知症対応型共同生活介護	グループホームあきの家	愛媛県松山市福角町462-4	平成17年9月30日

○愛媛県告示第1924号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105198	有限会社在宅福祉サービスさわやか	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	居宅介護支援	有限会社在宅福祉サービスさわやか居宅介護支援ステーション	愛媛県松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	平成17年9月1日

○愛媛県告示第1925号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		届出年月日	
				名称			所在地
				変更前	変更後		
3870103425	株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	訪問介護	株式会社コムスン松山東部ケアセンター	株式会社コムスン北久米ケアセンター	愛媛県松山市北久米町560-3	平成17年9月1日

3870104142	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン南松山ケアセンター	株式会社コムスン南斎院ケアセンター	愛媛県松山市南斎院町1009番地1ラオーラS1階	平成17年9月1日
3870500422	医療法人十全会	愛媛県新居浜市北新町2-73	認知症対応型共同生活介護	痴呆性老人グループホーム「むつみの家」	グループホーム「むつみの家」	愛媛県新居浜市中萩町9-52	平成17年9月1日
3871000398	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン中予ケアセンター	株式会社コムスン伊予米湊ケアセンター	愛媛県伊予市米湊975-4亀井店舗1階南側	平成17年9月1日

○愛媛県告示第1926号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
				変更前	変更後		
3873900751	介護サービス野の花有限公司	愛媛県北宇和郡鬼北町内深田1248番地2	訪問介護	介護サービス野の花有限公司	愛媛県宇和島市柿原41-1	愛媛県北宇和郡鬼北町内深田1248番地2	平成17年8月1日
3870100835	有限会社曾我商会	愛媛県松山市天山町3-14-27	福祉用具貸与	有限会社曾我商会	愛媛県松山市天山町3-14-27	愛媛県松山市天山町3-14-27	平成17年9月1日
3863591024	有限会社ユアーズ・ケア	愛媛県松山市東方町甲1811番地4	訪問看護	ユアーズ・ケア訪問看護ステーション	愛媛県伊予郡砥部町高尾田994-1天王寺ハイツ220号	愛媛県伊予郡砥部町高尾田684-1白形ビル201号	平成17年9月2日
3870103698	有限会社ラッセル社	愛媛県松山市津吉町1142番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホームみなみ	愛媛県松山市南高井町536番地2	愛媛県松山市津吉町1142番地1	平成17年9月22日
3870100892	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越1-10-11	福祉用具貸与	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越1-10-11	愛媛県松山市山越1-8-6	平成17年9月26日
3870102872	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	訪問介護	有限会社イヨメディカル訪問介護みゆき	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	平成17年9月26日

○愛媛県告示第1927号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
				変更前	変更後		
3870102906	有限会社イヨメディカル	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	居宅介護支援	有限会社イヨメディカル居宅介護支援みゆき	愛媛県松山市山越一丁目10番11号	愛媛県松山市山越一丁目8番6号	平成17年9月26日

○愛媛県告示第1928号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810128797	医療法人社団仁心会	愛媛県松山市古三津4-600-1	通所リハビリテーション	井関整形外科病院	愛媛県松山市古三津4-600-1	平成17年4月10日
3810111462	医療法人明星会	愛媛県松山市井門町462番地1	訪問介護	訪問介護事業所明星	愛媛県松山市井門町462番地1	平成17年8月31日
3811010119	医療法人中村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊786番地1	通所リハビリテーション	中村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊786番地1	平成17年8月31日
3870300567	ケアセンター幸有限公司	愛媛県宇和島市宮下乙97番地7	訪問介護	ケアセンター幸	愛媛県南宇和郡愛南町柏386	平成17年8月31日

3870600123	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙47 7	訪問介護	まなべ病院指定訪問介護事業所	愛媛県西条市氷見丙47 7	平成17年 8月31日
3810210413	医療法人泰山会	愛媛県今治市大正町三 丁目5番地8	短期入所療養介護	高山内科病院	愛媛県今治市大正町三 丁目5番地8	平成17年 9月10日

○愛媛県告示第1929号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地又は住所	サービスの種類	取消に係る指定居宅サービス事業所		取消年月日
				名称	所在地	
3870103763	有限会社楠の郷	愛媛県松山市南斎院町 263番地1	訪問入浴介護	楠の郷訪問入浴サービス	愛媛県松山市南斎院町 263番地1	平成17年10月12日

○愛媛県告示第1930号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地又は住所	サービスの種類	取消に係る指定居宅介護支援事業所		取消年月日
				名称	所在地	
3870104530	有限会社楠の郷	愛媛県松山市南斎院町 263番地1	居宅介護支援	楠の郷ウェルフェアサービス	愛媛県松山市南久米町 378番地1	平成17年10月12日

○愛媛県告示第1931号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810210413	医療法人泰山会	愛媛県今治市大正町三 丁目5番地8	介護療養型医療施設	高山内科病院	愛媛県今治市大正町三 丁目5番地8	平成17年 9月10日
3810113195	医療法人社団大寿会	愛媛県松山市天山一丁 目12番5号	介護療養型医療施設	医療法人社団大寿会大野クリニック	愛媛県松山市天山一丁 目12番5号	平成17年 9月11日

○愛媛県告示第1932号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
大洲市	喜多山、恋木の一部	平成15年度から平成16年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成17年10月28日

○愛媛県告示第1933号

新居浜市岸之下土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かいがい排水）・磯地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かいがい排水）・磯地地区）計画書の写し
- 新居浜市岸之下土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年10月31日から11月29日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1934号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-17)第4972号	平成17年5月23日	瀬戸内建設(株)	中下 興治	松山市住吉2-11-12	平成17年9月1日	建築工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般・特-13)第7311号	平成13年10月12日	(株)菊池組	菊池 一郎	西予市三瓶町有網代90	平成17年9月5日	土木工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第11801号	平成14年12月19日	(株)大峰工業	薬師寺正志	松山市福音寺町716	平成17年9月5日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-16)第15589号	平成16年7月20日	彩美建工	笹岡 豪	松山市保免上2-2-23	平成17年9月5日	塗装工事業 防水工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第11747号	平成14年10月17日	(有)岩永工業	岩永 一洋	松山市粟井河原54	平成17年9月6日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般-15)第15422号	平成15年10月10日	聖組	中岡 誠司	伊予郡松前町大字徳丸1347	平成17年9月6日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-13)第9165号	平成13年8月1日	安田塗装工業	安田 傳夫	南宇和郡愛南町御荘平城1330-4	平成17年9月7日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-13)第14810号	平成13年9月10日	香川工業	香川 昌浩	新居浜市星原町15-49	平成17年9月7日	とび・土工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-12)第5793号	平成12年11月14日	上田建設	上田 義延	伊予市宮下797-4	平成17年9月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第13606号	平成13年12月11日	(有)ホザナ建装	西森志壽男	松山市天山3-5-16	平成17年9月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第14703号	平成13年1月30日	(有)天治組	相原 崇	松山市南斉院町乙20-5	平成17年9月15日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般-16)第15658号	平成16年11月12日	愛媛ナショナル建材(株)	西山 秀伸	松山市久万ノ台1068-1	平成17年9月15日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-12)第5577号	平成12年9月24日	三好工務店	三好 茂	大洲市菅田町菅田甲1954-1	平成17年9月16日	建築工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般-13)第12394号	平成13年10月8日	(有)オーテック	橋本 謙二	今治市中堀2-6-16	平成17年9月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第13462号	平成13年7月18日	栄進空調	森田 重雄	松山市居相5-1-14	平成17年9月20日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般・特-16)第15535号	平成16年4月22日	佐光建設(株)	佐光 重英	新居浜市多喜浜67-87	平成17年9月20日	建築工事業 管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-14)第4746号	平成14年7月17日	(株)不二電機工業社	山田 正毅	松山市道後一万7-6	平成17年9月22日	電気工事業	建設業の廃止
(般-16)第15594号	平成16年7月23日	愛媛総合建設業(同)	別宮 獻	今治市菊間町浜210-2	平成17年9月27日	とび・土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般・特-16)第3514号	平成16年4月15日	椿建設(株)	大原 哲夫	松山市星岡町537	平成17年9月27日	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般-13)第7743号	平成13年7月24日	高橋建装	高橋 一壽	伊予郡松前町大字北川原951-5	平成17年9月27日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1030番4から 同町弓削明神60番まで	旧	メートル 5.0~12.0	キロメートル 0.103	
			新	11.2~35.0	0.453	

○愛媛県告示第1936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市鷹子町838番8から 同町838番9まで	平成17年10月28日

○愛媛県告示第1937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	松山川内線	松山市北梅本町甲620番1から 同町甲572番10まで	旧	メートル 7.6~12.0	キロメートル 0.276	
			新	12.0~15.0	0.276	

○愛媛県告示第1938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	広田双海線	伊予市双海町上灘甲1445番から 同町上灘丁84番6まで	旧	メートル 4.6~6.8	キロメートル 0.167	
			新	10.3~35.8	0.167	
"	"	伊予市双海町上灘丁84番6から 同町上灘丁71番地先まで	旧	4.2~12.6	0.396	
			新	4.2~12.6 14.0~41.0	0.302 0.170	
"	"	伊予市双海町上灘丁71番地先から 同町上灘丁61番2地先まで	旧	4.4~11.6	0.212	
			新	29.0~66.6	0.212	

○愛媛県告示第1939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予市双海町上灘甲1445番から 同町上灘丁78番4まで	平成17年10月28日

○愛媛県告示第1940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	伊予市双海町大字高岸甲1402番1地先から 同大字甲1342番1地先まで	平成17年10月28日

○愛媛県告示第1941号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17八局大土（開）第914 2号 平成17年10月19日	大洲市東若宮18番1、18番2及び18番3	東京都台東区上野七丁目14番4号 大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂 倉 正 宏

○愛媛県告示第1942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、野村都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成12年1月11日

平成23年3月31日

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県西予市野村町野村地内

(2) 使用の部分

愛媛県西予市野村町野村地内

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
西条市喜多川字上川原331番54	宅地	331.77㎡	木造セメント瓦葺平家建	115.63㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(7) 日時

平成17年11月7日（月）午後2時00分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年11月28日（月）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地の1

愛媛県西条地方局7階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市萱町六丁目67番2	宅 地	1,188.12m ²	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	1,117.86m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等
- ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総務部総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2558
- イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
- (ア) 日時
平成17年11月21日（月）午前10時00分
- (イ) 場所
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成17年12月5日（月）午前10時00分
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階第3会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年10月17日	NPO法人 どんまい	谷本圭吾	松山市白水台一丁目6番地4	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成17年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14
愛媛看護研修センター

2 試験の日時

平成18年2月11日（土）13時00分

3 試験願書の提出期間

平成18年1月13日（金）から1月20日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課医療対策室

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成17年10月14日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	3	8	11

12	15	18	20
21	22	27	28
30	33	34	

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月28日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
大洲市大洲字中島685番7	宅地	257.63m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課管財係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成17年11月18日（金）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年12月5日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県大洲市東大洲1686番地1

大洲警察署4階大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。